

【CLO メルマガ】新型コロナウイルス感染拡大が契約に与える影響について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第3号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、工場の稼働停止等による供給品不足等の事象から生じる契約上の法的問題を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

1. 新型コロナウイルス感染症拡大が契約に与える影響
2. 民法改正～法定利率改正のポイント～
3. 新入所弁護士等について

~~~~~

### 【新型コロナウイルス感染症拡大が契約に与える影響】

以下は、事務所ウェブサイトに公表している「新型コロナウイルス感染症拡大が契約に与える影響」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から

(<https://www.clo.jp/column/2385/>)

#### 1. 契約関係総論

##### (1) 新型コロナウイルスの影響により、契約上の債務を履行できなくなった場合

###### ア 契約に不可抗力条項等がある場合

- ・不可抗力条項の文言は様々であり、まずは具体的な文言を確認する必要があります(感染症の流行等が含まれているか、限定列举か例示列举か、キャッチオール条項の文言如何)。
- ・次に、事案毎に、具体的な事象が条項の文言に該当するか等不可抗力と債務不履行の因果関係を検討する必要があります。
- ・また、不可抗力条項の効果(損害賠償責任の免責か、全部免責か一部免責か等)を確認する必要もあります。

###### イ 契約上特段の定めがない場合(改正民法の適用有無につき契約締結時期を要確

認)

・改正前民法が適用される場合

不可抗力による債務不履行の場合、基本的に損害賠償責任を負わず(ただし、金銭債務の場合は遅延損害金発生)、債務不履行による契約解除もできません。債務が履行不能となった場合は、原則としては危険負担により反対債務が消滅しますが(民法 536 条 1 項)、履行不能といえるかどうかは事案毎に判断する必要があります。

これらの他、事情変更の原則、信義則、権利濫用等を検討する余地もあります。

・改正後民法が適用される場合の主な変更点

債務不履行による契約解除がなされる可能性

債務が履行不能となった場合でも、反対債務は当然には消滅せず、原則として履行拒絶は可能(536 条 1 項)

## (2) 契約を解除した場合の返金について

「キャンセル料」条項や既払金を返還しない旨の条項については以下を検討する必要があります。事業者間の契約の場合には、まずその契約条項が適用されますが、一般条項(事情変更の原則等)の適用が検討されます。

消費者と事業者との契約である場合には以下が検討されます。

- ・消費者契約法 9 条 1 号による「平均的な額の損害」を超える部分の無効の可能性
- ・消費者契約法 10 条による消費者の利益を一方的に害する条項の無効の可能性

## 2. 売買契約について

### (1) 一般的な売買契約について

#### ア 商品が受け取れない場合

原則として債務不履行とはなりません(但し、改正後民法 413 条、413 条の 2 第 2 項に基づく受領遅滞の効果は生じる)

#### イ 商品を納品できない場合

- ・上述 1.の総論参照(損害賠償、解除、危険負担等が問題)

### (2) 下請法が適用される場合について

親事業者としては、下請事業者との取引に際し、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、以下を含め、下請法上の禁止行為に該当しないよう留意が必要です。

#### ア 受領拒否(下請法 4 条 1 項 1 号)

#### イ 代金の支払遅延(同項 2 号)

#### ウ 代金の一方的減額(同項 3 号)

エ 買ったとき(不当な報酬の引き下げ要求等)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 秋山 絵理子([akiyama\\_e@clo.gr.jp](mailto:akiyama_e@clo.gr.jp))

弁護士 高橋 瑛輝([takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp))

弁護士 岩城 方臣([iwaki\\_ma@clo.gr.jp](mailto:iwaki_ma@clo.gr.jp))

弁護士 大澤 武史([osawa\\_t@clo.gr.jp](mailto:osawa_t@clo.gr.jp))

弁護士 本行 克哉([hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp))

~~~~~

【民法改正(法定利率)】

2020年4月1日より施行されている改正民法において、法定利率の分野では、『法定利率の5%から3%への引下げ』と『緩やかな変動制』が採用されました。本稿では、改正内容及び実務への影響について、ご説明いたします。(記事へのリンク:
<https://www.clo.jp/column/2387/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 秋山 絵理子(akiyama_e@clo.gr.jp)

~~~~~

### 【弁護士の新入所について】

2020年4月20日、大阪事務所に大阪事務所に宮本弁護士を迎えることとなりました。同弁護士のプロフィールは下記のとおりです。

宮本庸弘弁護士 <https://www.clo.jp/lawyers/2311/>

### 【事務所 HP 法律コラムについて】

弊事務所 HP の「法律コラム」においては、各種法律問題についての論考を掲載しております。「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法的問題」についても特集を行い、適宜情報をアップデートしておりますので、是非ご参照ください。

法律コラムへのリンク <https://www.clo.jp/law-column//>

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていた

だいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.  
.....

緊急事態宣言の発令による外出自粛要請に伴い、弊事務所においてもテレワークを推進するとともに、感染予防・拡散防止に重点を置いた体制をとっております。ご不便をおかけする場合もあろうかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。